

市立札幌病院経営改善支援・再整備検討業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、市立札幌病院の持続可能な病院運営のため、目下の経営状況の改善に向けて、経営課題を解決するために必要な取組を提案するとともに、それらの実施に関して必要な支援を行うものである。

また、老朽化や狭隘化のほか、社会情勢の変化に対応するための機能強化が求められていることから、当院の担うべき役割を踏まえて、機能強化に向けた病院再整備の手法に関する調査提案を受け、検討を進めるものである。

2 業務期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 業務内容

(1) 院内会議に対する助言

救急、手術、地域連携、病床調整・機能、その他経営改善に資する取組の検討・進捗確認を行う院内会議(経営改善本部会議)に現地出席し、助言を行うこと。なお、経営改善本部会議の開催頻度は月1回程度とする。

(2) 経営課題の調査分析

収支の改善に向けた課題を分析すること。調査分析にあたっては、以下ア～イの事項を含んだものとする。

ア 経費抑制に関する調査分析

イ その他市立札幌病院の経営課題として挙げられる事項

(3) 経営改善策の提示・実行支援

上記「3(2) 経営課題の調査分析」を踏まえ、具体的かつ実効性のある改善策と数値目標を提案するとともに、関係部署に対し、実行支援を継続して行うこと。

なお、経費抑制に関する検討については、本業務の中で、改善策の提示・実行支援を行うほか、別途委託業務の発注を想定している成果報酬型の見直し業務について、検討・コーディネートも行うこと。

(4) 病床規模適正化に関する調査提案

国等の医療政策の動向を踏まえつつ、50年後までの医療環境に関する調査・分析（札幌医療圏の人口推計、札幌医療圏の医療需要の推計、札幌医療圏における医療需給等を踏まえた市立札幌病院に求められる役割等）を行い、市立札幌病院としての最適な病床数を調査提案すること。

あわせて、病床規模にあわせた業務及び人員配置（看護職・医師職・事務職・コメディカル職など）を整理し、収支シミュレーションを行うとともに、病床規模適正化に伴う業務見直しの実行策の提案を行うこと。

(5) 再整備に関する調査提案

機能強化に向けた再整備に関して、3(4)で行った医療環境に関する調査・分析を踏まえ、これまで札幌市病院局で行った再整備に関する調査結果に対して、実施手法や費用等を令和8年度現時点の技術、建築単価等に基づき整理、検証し、収支シミュレーションを行うこと。ただし、より適切な手法が考えられる場合は提案を行うこと。

(6) 病院経営力の向上に関する支援

市立札幌病院のコメディカル職の役職者に対して、マネジメント力向上に関する組織運営指導を行うこと。

あわせて、別途、経営の観点から、改善効果が見込まれるコメディカル部門を提案し、より効率的な業務の実施に向け、体制整備に関する伴走型支援を行うこと。

また、将来的に経営を担っていく病院局独自採用職員（医療情報職）に対して、人材育成研修、キャリア支援を行うこと。

(7) 独自提案事項の実行

上記「3 業務内容(1)～(6)」で示す業務項目以外で、市立札幌病院の経営改善に向けて必要かつ実施可能と考える取組事項があれば実行すること。

なお、当該独自提案事項は「市立札幌病院経営改善支援・再整備検討業務」企画競争実施委員会にて契約候補者を選定したのち、本仕様書にその内容を記載し、更新することとする。

4 成果物と提出期日

(1) 中間報告書

「3 業務内容(4)病床規模適正化に関する調査提案」「3 業務内容(5)再整備に関する調査提案」について、令和8年（2026年）8月31日（水曜日）に暫定的な業務報告書を取りまとめ提出すること。

(2) 最終報告書

上記「3 業務内容(1)～(6)」の内容をとりまとめたうえで、それらに対する数値等の改善状況を含めた取組の成果のほか、「3 業務内容(7)独自提案事項の実行」における内容を整理し、令和9年（2027年）3月19日（金曜日）までに最終報告書として電子データと紙印刷のうえ、計3部（カラー印刷）提出すること。

5 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の適切な管理

受託者は別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報の適切な管理及び安全保護を図るため必要な措置を講じるとともに、個人情報保護に関する委託者の施策に協力すること。

(2) 提出物

別紙3「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを様式5「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」により提出すること。（詳細な提出方法等は提案説明書を参照）

6 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに資料及びデータの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(4) 成果物に係る留意事項

本業務成果物は、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる場合又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

なお、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(5) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

8 委託者担当部局

〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目

札幌市病院局経営管理部計画担当課（担当：藤田、中塚）

電話：011-726-2211 FAX：011-726-7912

メール：ho.keikaku@city.sapporo.jp